

つくば市議会のコロナ禍における議会運営

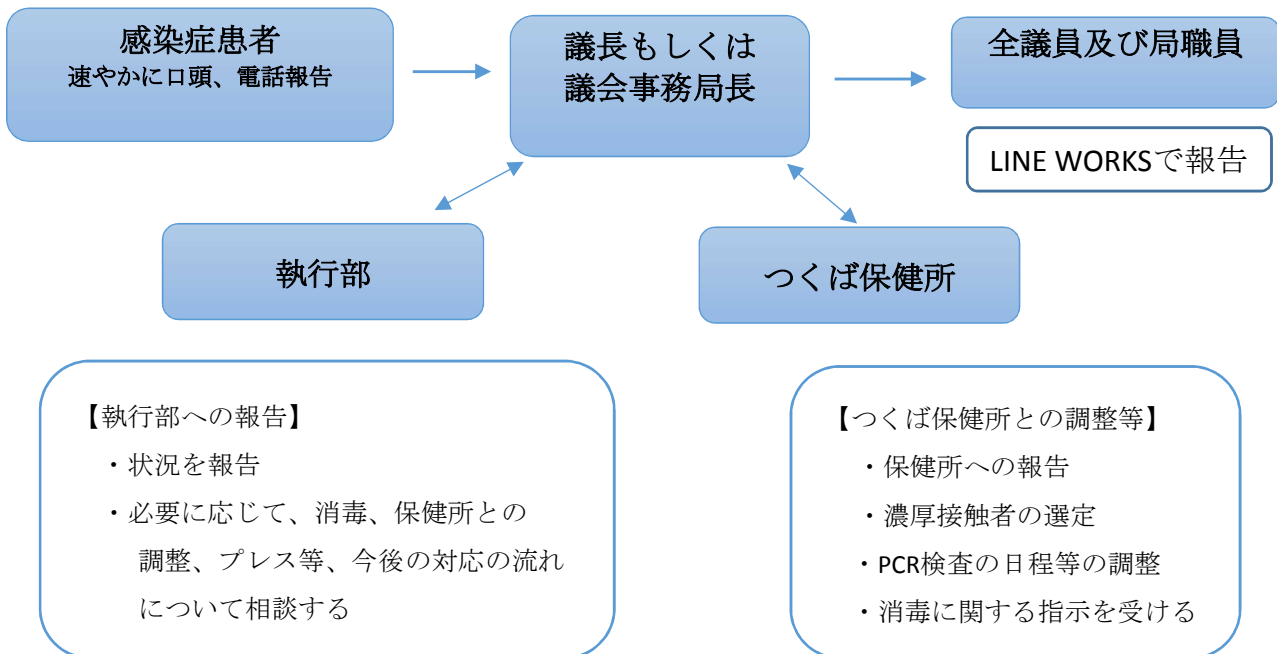
1 感染対策を行った議会運営

本会議場に入る人数等	議員 (議場内の出席議員数を調整する。)	(1) 会議の冒頭、全員入場
		(2) その後は、議席番号の奇数、偶数により半数ずつの入場とする。ただし、同一会派で奇数または偶数のいずれかに偏る場合、または、欠席する議員がいる場合は議長が調整する。
		(3) 本会議場に入らない議員は、議員控室として用意する部屋または会派室で音声の聴取、または、インターネット中継により本会議の状況等を確認
		(4) 討論・採決、全員入場
		(5) 本会議(一般質問・議案質疑)については、午前と午後に分けて、半数の議員の入場
	執行部	(1) 副市長の出席は、原則いずれか一人とする。
		(2) 部長の出席は、必要最小限とする。
		(3) 一般質問、議案質疑の際は、議員一人ごとに休憩して執行部の入替えを行う。
		(4) 全員協議会室に控える職員は、最小限とする。
	傍聴	(1) 市議会ホームページに、これまでと同様に傍聴するに当たっての注意事項(お願い事項)を掲載する。
		(2) 傍聴受付、傍聴入口で傍聴に当たっての注意事項を掲載するとともに、受付の際に注意事項を配布する。
		(3) 傍聴受付時に手指消毒、検温を実施する。
		(4) 傍聴者同士の間隔を確保するため、傍聴席数を制限する。
		(5) 本会議終了後に傍聴席、傍聴受付等の消毒を実施する。
	会議室への入場に関して	議員
執行部 議会事務局		体温確認、マスク着用(発言の際も着用)、十分な手洗い
一般傍聴者 報道関係者		体温確認(非接触型体温計を用意)、マスク着用、手指消毒
本会議場の環境	出入口のドアを開ける。	
	送風を行い、空気を循環させる。	
	議長席、演壇、質問席等へのアクリル板の設置。	

一般質問	人数	通常どおり、通告があった議員
	1日に行う人数	7人程度とする。
	一人の質問時間	30分(執行部答弁含まず。)
	質問の順番	通告順
議案質疑	ヒアリングにおいて調整の上、質疑を行う。	
執行部の自席での発言	着席して発言する。(本会議・委員会とも)	
ヒアリング	(1) 電話、オンライン等を活用し、対面でのヒアリングを極力控える。	
	(2) 対面の場合は、2メートル以上の間隔の確保と換気等のできる部屋で行う。	
委員会	(1) 全員協議会室で行う。	
	(2) 一委員会ずつの開催とする。	
	(3) 委員席、執行部席、傍聴席とも、それぞれ座席の間隔を空ける。	
	(4) 換気等を行う。	
	(5) 執行部の出席は必要最小限とし、入替制とする。	
会議室への入場に関して	議員	体温報告(記録する。)マスク着用(発言の際も着用)、手指消毒
	執行部 議会事務局	体温確認、マスク着用(発言の際も着用)、十分な手洗い
	一般傍聴者 報道関係者	体温確認(非接触型体温計を用意)、マスク着用、手指消毒

2 つくば市議会議員及び局職員で感染症患者が発生した場合の対応

(1) 発生時の報告等の流れ



(2) 対応方針等に係る協議

ア 協議方法

正副議長及び正副議運委員長は、議会事務局（必要な時は、執行部参加）と相談の上、つくば保健所の指導内容等を踏まえ、対応方針を協議する。

イ 協議内容

- (ア) 議会運営に関すること
- (イ) 消毒に関すること
- (ウ) プレス発表内容に関すること

(3) 議員及び局職員の対応

ア 議会フロアの消毒

- ・議会フロアを閉鎖し、消毒作業を実施する。

イ 罹患者等の対応

罹患者		保健所の指導の下に入院もしくは自宅待機 (過去2週間以内に同議会議員が会議、打ち合わせ等で接触があった場合濃厚接触者となる)
感染が疑われる 議員及び職員	濃厚接触者	罹患者と最終接触日から14日待機
	濃厚接触者以外 で PCR検査を受検	検査結果が出るまで自宅待機
同居家族が濃厚接触者の 指定を受けた議員及び職員		

ウ 会議の開催

本会議	議員	告示前	定足数に達していない 定例会の開会を遅らせる。または、臨時会の開催を検討する。
			定足数に達している 感染対策における対応をしながら準備を進める。
		告示後 開会前	定足数に達していない 開会出来ない。⇒流会になる。
			定足数に達している 感染対策における対応に同じ。 正副議長ともに出席できない場合、仮議長を選挙し、議長の職務を行う。
	開会中	定足数に達していない 会議を開けない。(会議を開けないまま最終日の午後5時になると流会となる。)	
		定足数に達している 感染対策における対応に同じ。 正副議長ともに出席できない場合、仮議長を選挙し、議長の職務を行う。	
執行部	部等の長が出席出来ない場合、次長ほか代理者の出席で対応。		
一般質問		定足数に達している	感染対策における対応に同じ。 正副議長ともに出席できない場合、仮議長を選挙し、議長の職務を行う。
		定足数に達していない	会議が開けない。 最終日まで会議を開けなければ、流会となる。
委員会		定足数に達している	正副委員長ともに出席できない場合、年長の委員が委員長職務を行う。
		定足数に達していない	委員会を開けない。
傍聴		議会が開会できる	感染対策における対応。
		議会が開会できない	HP等で周知を図る。